

「家族のための相続手続」のご案内

日野自動車福祉共済基金から相続手続サービスのご案内です。

2024年4月1日より相続登記が義務化されます。相続後、名義変更がされていない不動産については罰則規定が設けられることとなります。

お心当たりのある方は、「家族のための相続手続」にて無料でご相談できますので、この機会にご活用ください。

詳細は次ページをご覧ください。

【お問い合わせ先】日野自動車福祉共済基金 042-586-5236（内線 81-5236）

fukushikyosai@hfkk.hino.co.jp

2024年4月1日より

相続登記が義務化されます!



家族のための
相続手続

心当たりございませんか?

- ✓ 父親は数年前に他界しているが、仕事が忙しく相続登記の手続きができないままになっている。
- ✓ 親から、先祖代々所有している山があるという話を聞いたことがある。
- ✓ 親族関係が複雑で、どう進めていいのかわからない。



罰則 **10**万円
以下の過料

2024年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化となります。これにより、定められた期間内に所有権の移転登記*手続きを行わないと、罰則規定が設けられることになります。

※移転登記とは?

相続が発生し所有者が変更された場合などに、新たに所有者となった者の住所・氏名を法務局にて登記すること。

相続登記の期限

「自己のために相続開始があったことを知り、かつ、不動産の取得をしたことを知った日から3年以内」
施行日より以前に相続となった場合も対象です。

→施行日から3年以内に登記手続きすることが義務となります。

【期限：2027年3月末まで】

相続登記を放置すると……

- 相続した不動産の売却・担保設定ができなくなる
- 元々の相続人が亡くなると、権利関係が複雑になる
- 遺産分割や登記に必要な書類の入手が困難になる



具体的な登記相談については司法書士が対応いたします。

まずは相続のプロの私たちにご相談ください!

義務化の詳しい内容や相続手続の実施方法など、相続に関するお悩みを、真摯に的確に解決いたします。

受付時間 24時間 365日対応



0120-204-122

ご相談の受付は、“全国儀式サービス”にて承っております。

相続手続の
詳細はこちら



相談
無料

NCPは全国儀式サービスとご相続手続きに関する業務委託契約をしております。

エヌ・シー・ピー

NCP 相続センター

任せて安心の
実績数!

相続・遺言手続き グループ累計受託件数

72,000件超

(2022年 相続案件受託件数 14,975件)

(株)全国儀式サービスは、企業・団体様の福利厚生制度として葬儀に特化した「葬儀支援サービス」を提供しています。「葬儀支援サービス」とは、万一の際に、全国共通の葬儀の基本セットを低廉かつ明瞭な金額でご提供し、電話1本で全国の加盟葬儀社をご紹介させていただく制度です。